

事業報告書				
医療法人整理番号		A65		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	医療法人尚豊会		
	分類②	社団（出資持分なし）		
	分類③	その他		
	分類④	基金制度採用		
	(2) 事務所の所在地		都道府県	三重県
			市区町村	四日市市
			町名・番地	生桑町字菰池 4 5 8 番の 1
			建物名	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成10年3月27日	
	(4) 設立登記年月日		平成10年3月30日	
	(5) 理事長の氏名	姓	古橋	
名		亜沙子		
役員及び評議員の人数		14		
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら		
(9) その他		記載はこちら		
		分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）		
		複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。		
		従たる事務所の記載はこちら		
		理事長を含む人数を記載すること。		
		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。		
		全ての指定内容について記載しても差し支えない。		
		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）		

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	みたき総合病院		2410205989	三重県四日市市生桑町字菰池 4 5 8 番の 1	111	88			0	0	0
診療所	みたき健診クリニック		2410215319	三重県四日市市生桑町字菰池 4 5 0 番の 3							

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式1：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
みたき在宅ケアセンター（居宅介護支援事業・訪問看護事業・訪問介護事業）		三重県四日市市生桑町字菰池 4 4 8 番の 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和6年5月24日	役員任期満了に伴う役員改選の件、役員報酬規程の改定の件、認定医療法人に関する各種規程の改定の件（役員退職慰労金規程（案）・福利厚生施設（オリンピックスポーツクラブ）利用規程（案））、役員報酬総額承認の件、医療法人尚徳会ヨナ八丘の上病院耳鼻咽喉科医療機器・備品等一式の譲受の件
令和6年6月27日	令和5年度事業報告・決算承認の件①概況報告（事業、決算）②監査報告（監事、あすの監査法人）、役員退職慰労金支給の件、役員報酬総額修正の件
令和6年9月4日	出資額限度法人への移行の件、定款変更認可申請の件
令和6年10月9日	基金拋出型医療法人への移行の件、定款変更認可申請の件
令和7年3月28日	令和7年度事業計画・予算の件、医療機器購入・電子カルテシステム等更新及び借入金金の件、役員退職慰労金の返還の件、役員退職慰労金規程の改訂の件、役員人事の件、役員退職慰労金支給の件、ゴルフ会員権購入の件、基金返還の件

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

- 注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容
----	---------------------

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項
----	------

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人尚豊会
所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号 A65

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,311,498	I 流動負債	1,051,289
現金及び預金	336,984	買掛金	94,332
事業未収金	760,739	短期借入金	200,000
たな卸資産	44,615	短期借入金	459,982
前払費用	8,388	未払金	85,000
その他の流動資産	1,165,170	未払費用	48,135
貸倒引当金	-4,400	未払法人税等	72
その他の流動資産		未払消費税等	18,342
		預り金	41,106
		賞与引当金	103,620
		その他の流動負債	697
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	6,059,951	II 固定負債	5,577,853
1 有形固定資産	5,339,181	長期借入金	5,087,795
建物	4,708,665	退職給付引当金	291,752
構築物	59,685	その他引当金	121,753
医療用器械備品	210,972	繰延税金負債	76,553
その他の器械備品	63,509	その他の固定負債	
車両及び船舶	6,143		
土地	261,687		
建設仮勘定	16,282		
その他の有形固定資産	12,236		
		負債合計	6,629,143
		純資産の部	
2 無形固定資産	47,390	科目	金額
借地権	13,142	I 基金	
ソフトウェア	33,303	II 積立金	1,480,816
その他の無形固定資産	945	代替基金	4,830
3 その他の資産	673,379	設立等積立金	1,756,166
有価証券	593,681	繰越利益積立金	-280,180
長期貸付金	34,133		
繰延消費税等	32,181		
その他の固定資産	13,383	III 評価・換算差額等	261,490
役員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	261,490
長期前払費用		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	8,371,449	純資産合計	1,742,306
		負債・純資産合計	8,371,449

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人尚豊会
 所在地 三重県四日市市生桑町字菟池458番の1

医療法人整理番号 A65

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		5,212,285
	2 事業費用		
	(1) 事業費	5,579,241	
	(2) 本部費		5,579,241
	本来業務事業損失		366,956
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		102,954
	2 事業費用		118,410
	附帯業務事業損失		15,456
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	収益業務事業利益		0
	事業損失		382,412
II	事業外収益		
	受取利息	6,436	
	その他の事業外収益	735,268	741,704
III	事業外費用		
	支払利息	63,273	
	その他の事業外費用	8,046	71,319
	経常利益		287,973
IV	特別利益		
	固定資産売却益	104	
	その他の特別利益	6,299	6,403
V	特別損失		
	固定資産売却損	2,999	
	その他の特別損失	142,363	145,362
	税引前当期純利益		149,014
	法人税・住民税及び事業税	72	
	法人税等調整額	424,291	424,363
	当期純損失		275,349

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	8,371,449 千円
2. 負 債 額	6,629,143 千円
3. 純 資 産 額	1,742,306 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,311,498
B 固 定 資 産	6,059,951
C 資 産 合 計 (A+B)	8,371,449
D 負 債 合 計	6,629,143
E 純 資 産 (C-D)	1,742,306

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人 尚豊会

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員又はその近親者	与那覇 靖	医師	債務被保証	銀行借入に対す る債務被保証 (注)	350,000	-	-

注 取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は、銀行借入に対して上記関係事業者より債務保証をうけております。なお、当該債務保証に際し、保証料の支払いは行っておりません。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人尚豊会

理事長 古橋 亜沙子 殿

私は、医療法人尚豊会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月23日

医療法人尚豊会

監事

富田 隆司



重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	17年～39年
構築物	15年～60年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	3年～15年
車両運搬具	2年～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計

年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

④ 役員退職給付引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産の「長期前払消費税等」に計上し、税法の基準に従い償却しております。

(5) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。

② ファイナンス・リース取引の会計処理方法

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

(6) 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	4,246,630 千円
土地	249,696 千円
計	<u>4,496,326 千円</u>

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	200,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	321,732 千円
長期借入金	4,401,639 千円
計	<u>4,923,371 千円</u>

(7) 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

該当ありません。

② 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員又はその近親者	与那覇 靖	医師	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	350,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は、銀行借入に対して上記関係事業者より債務保証をうけております。

なお、当該債務保証に際し、保証料の支払いは行っておりません。

(8) その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① リース取引の会計処理

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科○口目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
その他の器械備品	12,391	4,804
車両運搬具	13,864	11,441
計	26,256	16,246

② 有形固定資産の減価償却累計額

6,677,566 千円

③ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	28,702 千円
退職給付引当金	83,732 千円
投資有価証券評価損	5,751 千円
役員退職慰労引当金	34,943 千円
税務上の繰越欠損金	231,668 千円
繰延税金資産○口小計	384,799 千円
評価性引当額	356,096 千円
繰延税金資産○口合計	28,702 千円

繰延税金負債

投資有価証券	105,256 千円
繰延税金負債○口小計	105,256 千円
繰延税金負債の純額	76,553 千円

④ 補助金等の内訳等

補助金等の内訳

内訳		交付者	金額 (千円)	計上区分
運営費	三重県物価高騰対策支援補助金	三重県	15	本来業務
		三重県	47	附帯業務
	三重県病院内保育所運営費補助金	三重県	2,124	本来業務
	三重県看護師等養成所実習施設確保推進事業補助金	三重県	532	本来業務
	三重県新人看護職員研修事業費補助金	三重県	448	本来業務
	産科医等確保支援事業補助金	三重県	3,033	本来業務
	その他3件	四日市医師会他	270	本来業務
小計			6,469	
施設 整備	三重県介護従事者確保事業費補助金	三重県	2,000	事業外収益
	オンライン資格確認等の導入に必要な資格確認端末の購入等に係る補助金	社会保険診療報酬支払基金	564	事業外収益
	省エネキ [®] -投資促進支援事業補助金	環境共創イニシアチブ	1,293	事業外収益
小計			3,857	
計			10,326	

様式第四号

法人名 医療法人 尚豊会

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

	出資金	基金	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
			代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和6年3月31日 残高	14,900	-	-	-	1,750,926	1,750,926	193,043	193,043	1,958,869
会計年度中の変動額									
当期純損失					△ 275,350	△ 275,350			△ 275,350
拠出金		4,830							4,830
拠出金の払い戻し		△ 4,830	4,830		△ 4,830	-			△ 4,830
持分の払い戻し	△ 9,660								△ 9,660
持分の放棄による振替	△ 5,240			1,756,166	△ 1,750,926	5,240			-
評価・換算差額等の当期変動額 (純額)							68,446	68,446	68,446
会計年度中の変動額合計	△ 14,900	-	4,830	1,756,166	△ 2,031,106	△ 270,110	68,446	68,446	△ 216,563
令和7年3月31日 残高	-	-	4,830	1,756,166	△ 280,180	1,480,816	261,490	261,490	1,742,306

様式第五号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)	
有形固定資産	建物	8,486,707	55,313	—	8,542,020	3,833,355	306,726	4,708,665
	構築物	250,048	886	—	250,934	191,248	8,881	59,685
	医療用器械備品	1,829,487	108,873	125,567	1,812,793	1,601,820	115,507	210,972
	その他の器械備品	655,235	13,207	8,844	659,599	596,090	31,977	63,509
	車両運搬具	551,905	4,281	113,291	442,895	436,752	10,192	6,143
	土地	261,985	—	297	261,687	—	—	261,687
	建設仮勘定	16,282	—	—	16,282	—	—	16,282
	その他の有形固定資産	23,325	14,252	7,043	30,534	18,298	10,178	12,236
	計	12,074,978	196,814	255,045	12,016,747	6,677,566	483,463	5,339,181
無形固定資産	借地権	13,142	—	—	13,142	—	—	13,142
	ソフトウェア	314,327	13,145	—	327,472	294,169	23,999	33,303
	その他の無形固定資産	945	—	—	945	—	—	945
	計	328,414	13,145	—	341,560	294,169	23,999	47,390
その他の資産	投資有価証券	1,245,270	367,410	1,018,999	593,681	—	—	593,681
	長期貸付金	37,033	11,699	14,598	34,133	—	—	34,133
	繰延税金資産	379,034	73,959	529,547	—	—	—	—
	長期前払消費税等	58,682	9,198	35,699	32,181	—	35,699	32,181
	その他の固定資産	15,782	64	191	15,654	2,271	123	13,383
	計	1,735,802	462,331	1,599,037	675,650	2,271	35,823	673,379

当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

医療用器械備品	超広角走査型レーザー検眼鏡	15,454千円
医療用器械備品	超音波画像診断装置	13,000千円
医療用器械備品	洗浄装置ウォッシャーディスインフェクター	8,500千円

当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

投資有価証券	投資有価証券売却	732,990千円
--------	----------	-----------

様式第六号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,300	100	—	—	4,400
賞与引当金	101,330	103,620	101,330	—	103,620
退職給付引当金	269,364	53,968	31,580	—	291,752
役員退職慰労引当金	—	121,753	—	—	121,753

様式第七号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	200,000	0.96	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	368,658	459,982	1.08	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,309,453	5,087,795	1.07	令和9年～ 令和31年
合 計	6,078,111	5,747,777	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	449,194	402,200	371,474	256,835

様式第八号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
	-	-
計	-	-

【その他】

種 類 及 び 銘 柄			口 数 等	貸借対照表価額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	株式	三十三フィナンシャルグループ	3,010株	7,121
			マイクロソフト	2,760株	156,321
			アップル	4,000株	130,321
			テスラ	3,365株	130,392
			エヌビディア	10,000株	163,978
			桑名カントリー倶楽部	2株	663
			四日市カンツリー倶楽部	1株	900
			涼仙ゴルフクラブ	2株	3,581
			グレイスヒルズカントリークラブ	1株	400
計				593,681	

様式第九の一号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	536,923	—	536,923	239	—	537,163
給与費	3,325,615	—	3,325,615	100,026	—	3,425,642
委託費	487,712	—	487,712	2,935	—	490,648
経費	452,757	—	452,757	8,257	—	461,014
その他の事業費用						
設備関係費	757,007	—	757,007	6,841	—	763,848
研究研修費	19,224	—	19,224	110	—	19,335
計	5,579,241	—	5,579,241	118,410	—	5,697,652

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

医療法人 尚豊会
理事会 御中

あすの監査法人

愛知県名古屋市

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

山岡輝之

公認会計士

稲垣卓也

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人 尚豊会の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続でき

なくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

医療法人 尚豊会

監事 富田隆司 殿

あすの監査法人

愛知県名古屋市

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

山岡輝之

公認会計士

稲垣卓也

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人 尚豊会の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続でき

なくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

様式第三号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	8,371,449 千円
2. 負 債 額	6,629,143 千円
3. 純 資 産 額	1,742,306 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,311,498
B 固 定 資 産	6,059,951
C 資 産 合 計 (A+B)	8,371,449
D 負 債 合 計	6,629,143
E 純 資 産 (C-D)	1,742,306

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

貸借対照表
(令和 7年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,311,498	I 流動負債	1,051,289
現金及び預金	336,984	買掛金	94,332
事業未収金	760,739	短期借入金	200,000
預け金	1,158,674	1年内返済予定の長期借入金	459,982
たな卸資産	44,615	未払金	85,000
前払費用	8,388	未払費用	48,135
その他の流動資産	6,496	未払法人税等	72
貸倒引当金	△ 4,400	未払消費税等	18,342
		預り金	41,106
II 固定資産	6,059,951	賞与引当金	103,620
1 有形固定資産	5,339,181	その他の流動負債	697
建物	4,708,665	II 固定負債	5,577,853
構築物	59,685	長期借入金	5,087,795
医療用器械備品	210,972	退職給付引当金	291,752
その他の器械備品	63,509	役員退職慰労引当金	121,753
車両運搬具	6,143	繰延税金負債	76,553
土地	261,687		
建設仮勘定	16,282	負債合計	6,629,143
その他の有形固定資産	12,236		
2 無形固定資産	47,390	純資産の部	
借地権	13,142	科目	金額
ソフトウェア	33,303	I 積立金	1,480,816
その他の無形固定資産	945	代替基金	4,830
3 その他の資産	673,379	設立等積立金	1,756,166
投資有価証券	593,681	繰越利益積立金	△ 280,180
長期貸付金	34,133	II 評価・換算差額等	261,490
長期前払消費税等	32,181	その他有価証券評価差額金	261,490
その他の固定資産	13,383		
資産合計	8,371,449	純資産合計	1,742,306
		負債・純資産合計	8,371,449

様式第二号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,212,285
2 事業費用		
(1)事業費	5,579,241	5,579,241
本来業務事業損失		△ 366,956
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		102,954
2 事業費用		118,410
附帯業務事業損失		△ 15,455
事業損失		△ 382,412
II 事業外収益		
受取利息及び配当金	6,436	
有価証券売却益	690,005	
その他の事業外収益	45,263	741,705
III 事業外費用		
支払利息	63,273	
その他の事業外費用	8,046	71,320
経 常 利 益		287,973
IV 特別利益		
固定資産売却益	104	
その他の特別利益	6,299	6,403
V 特別損失		
固定資産除却損	2,999	
役員退職慰労金	570	
役員退職慰労引当金繰入額	121,753	
投資有価証券評価損	20,040	145,363
税 引 前 当 期 純 利 益		149,013
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	424,291	424,363
当 期 純 損 失		△ 275,350

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	17年～39年
構築物	15年～60年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	3年～15年
車両運搬具	2年～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

④ 役員退職給付引当金

役員退職給付金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産の「長期前払消費税等」に計上し、税法の基準に従い償却しております。

(5) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。

② ファイナンス・リース取引の会計処理方法

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については貸借処理によっております。

(6) 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	4,246,630 千円
土地	249,696 千円
計	<u>4,496,326 千円</u>

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	200,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	321,732 千円
長期借入金	4,401,639 千円
計	<u>4,923,371 千円</u>

(7) 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

該当ありません。

② 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員又はその近親者	与那覇 靖	医師	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	350,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は、銀行借入に対して上記関係事業者より債務保証をうけております。

なお、当該債務保証に際し、保証料の支払いは行っておりません。

(8) その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① リース取引の会計処理

貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
その他の器械備品	12,391	4,804
車両運搬具	13,864	11,441
計	26,256	16,246

② 有形固定資産の減価償却累計額

6,677,566 千円

③ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	28,702 千円
退職給付引当金	83,732 千円
投資有価証券評価損	5,751 千円
役員退職慰労引当金	34,943 千円
税務上の繰越欠損金	231,668 千円
繰延税金資産 小計	384,799 千円
評価性引当額	356,096 千円
繰延税金資産 合計	28,702 千円

繰延税金負債

投資有価証券	105,256 千円
繰延税金負債 小計	105,256 千円
繰延税金負債の純額	76,553 千円

④ 補助金等の内訳等

補助金等の内訳

内訳		交付者	金額 (千円)	計上区分
運営費	三重県物価高騰対策支援補助金	三重県	15	本来業務
		三重県	47	附帯業務
	三重県病院内保育所運営費補助金	三重県	2,124	本来業務
	三重県看護師等養成所実習施設確保推進事業補助金	三重県	532	本来業務
	三重県新人看護職員研修事業費補助金	三重県	448	本来業務
	産科医等確保支援事業補助金	三重県	3,033	本来業務
	その他3件	四日市医師会他	270	本来業務
小計			6,469	
施設整備	三重県介護従事者確保事業費補助金	三重県	2,000	事業外収益
	ワタシ資格確認等の導入に必要な資格確認端末の購入等に係る補助金	社会保険診療報酬支払基金	564	事業外収益
	省エネルギー投資促進支援事業補助金	環境共創イニシアチブ	1,293	事業外収益
小計			3,857	
計			10,326	